

生活福祉資金貸付制度 の ご案内



社会福祉
法人

静岡県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度 のご案内

(1) 生活福祉資金について	1
1. 生活福祉資金とは?	1
2. 制度の特長・基本事項とは?	1
3. どんな資金があるの?	2
4. 誰が借りられるの?	3
生活福祉資金 資金種類一覧	4
5. 借受人、連帯借受人、連帯保証人について	6
6. 償還（返済）の条件は?	6
7. どんな手続きが必要なの?	7
8. どこに相談すればいいの?	7
9. 留意事項	7

(2) 臨時特例つなぎ資金について	8
--------------------------------	----------

(3) 職業訓練受講給付金（ハローワーク）、住居確保 給付金（福祉事務所）と生活福祉資金・臨時特例 つなぎ資金との比較について	9
--	----------

(4) 福祉事務所（町福祉課）	12
ハローワーク	
社会福祉協議会	

(1) 生活福祉資金について

1. 生活福祉資金とは？

生活福祉資金は、所得が少ない世帯（以下「低所得世帯」という。）・障害者世帯・高齢者世帯の皆様に、資金の貸付けと社会福祉協議会、民生委員及び関係する機関や団体が必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする資金貸付制度です。

実施主体は静岡県社会福祉協議会です。貸付の可否や債権管理等を行います。実際のご相談はお住まいの市町社会福祉協議会（政令市は各区）で受け付けています。

2. 制度の特長・基本事項とは？

□ 総合的な生活支援を行います

資金の必要性だけでなく、その経緯や現在の生活状況等を伺います。相談世帯が望む生活の実現に向け、抱える問題をどのように改善できるのかを共に考えます。また、活用できるサービスや制度に繋げるとともに、切れ目の無い、寄り添った支援を関係者とともに行います。生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）と連携した制度です。

□ 民生委員が相談支援をおこないます

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員が相談から申込み、償還（返済）に至るまで、様々な過程で継続して相談支援を行います。

□ 他制度が優先です

本資金は他の制度利用が困難な場合に利用できます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となります。お申込みの際には、他制度の紹介、利用の可否について確認をさせていただきます。

□ 所得基準を設けています

対象世帯（低所得世帯）に所得基準を設けています。このため所得が多い世帯の場合は、貸付対象にならないことがあります。なお、障害者世帯・高齢者世帯には原則として所得基準を設けていません。

□ 貸付の審査をおこないます

資金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還（返済）能力（収入支出の見通し、負債状況等）も含めて審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合（不承認）もあります。また、連帯保証人を追加設定することを貸付決定の条件とする場合等もあります。

〈注意点〉

- ① 貸付資金は契約に基づいて償還（返済）していただきます。給付制度ではないことをご理解の上お申込みください。
- ② 貸付が決定になる前に契約・注文・着工・購入・転居等を済ませている場合は、貸付対象外になります。支払い済みの経費や滞納している経費も対象外です。

民生委員とは

厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所や社会福祉協議会等の業務に協力するなどして社会福祉の増進に努める方々です。児童委員を兼ねています。民生委員には守秘義務が課せられています。

社会福祉協議会 しゃきょう (社協)とは

地域福祉の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。それぞれの都道府県、市区町村で民生委員・児童委員や社会福祉事業関係者などの参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活できるまちづくりの実現をめざした様々な活動を行っています。ボランティア活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者の在宅生活を支援するためのホームヘルプサービスや配食サービス、その他多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえて独自の事業に取り組んでいます。

3. どんな資金があるの？

□ 総合支援資金

生計中心者の失業等により、生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費などを貸付けし、自立に向けた取組を支援します。

□ 福祉資金

経済的な理由や障がい等により生活課題を抱える世帯に対し、一時的な費用の貸付けを行い、課題の解決と世帯の自立を支援します。

□ 教育支援資金

学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、又は在学中に必要な資金を貸付けし、その就学や将来の就労を支援します。

□ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯（所得制限あり）に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付けます。

4. 誰が借りられるの？

○低所得者世帯	概ね市町村民税非課税世帯程度 ※静岡県基準は、「生活保護法の生活扶助基準額（第1類＋第2類＋障害者加算＋児童養育加算）」の1.7倍以下です。 ※その他いくつかの条件があります。
○障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯 ※現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含みます。
○高齢者世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯 ※資金により日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限られる場合があります。

※『外国籍の方』は、外国人登録がされており、現在地に6ヶ月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがある場合、貸付申込みの対象となります。

※『生活保護世帯の方』でも、世帯の自立のために必要な資金を借りることができる場合があります。

※『多額の債務を抱えている方』でも、生活再建のための用途として借りることができる場合があります。

ただし、「借金の返済」のために借りることはできません。

※借入申込者や連帯保証人が、暴力団等反社会的勢力である場合は、貸付できません。

⇒資金種類により異なります。詳しくは4～5ページの貸付対象をご覧ください。

生活福祉資金 資金種類一覧

資金種類		資金用途
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（毎月の生活費、家賃）
	住宅入居費	住居確保給付金を申請している方で、敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ※敷金・礼金等、入居の際の初期費用（賃料、共益費、管理費）、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料
	一時生活再建費	生活を再建するために必要かつ最低限の日常生活費で賄うことが困難である費用 ※低家賃の賃貸住宅への転居費用及び家具什器費（住居確保給付金申請者） ※滞納している公共料金等の支払いに必要な経費等
福祉資金	日常生活を送る上で、又は自立した生活を確保していくために、一時的に必要であると見込まれる費用	
	①結婚、出産、葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費
	②小規模住宅改修費、住居設備費	住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費
	③福祉用具等購入費	福祉用具等の購入に必要な経費
	④障害者自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費
	⑤住宅改修費	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	⑥療養費	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	⑦介護等費	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	⑧災害援護費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	⑨生業費	生業を営むために必要な経費
	⑩技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	⑪支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	⑫中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	
	⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	
	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の必要な少額経費 ①医療費又は介護費の支払等で臨時の生活費が必要なとき ②火災等被災によって生活費が必要なとき ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費 ④その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	
教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学（短期大学、専修学校の専門課程を含む）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学（短期大学、専修学校の専門課程を含む）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯（所得制限あり）に対し、その不動産を担保とした生活費
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり住み続ける事を希望する生活保護受給中又は同程度と福祉事務所が認めた高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活費

〔補足説明〕

- ※1 据置期間とは貸付終了後、一定期間償還（返済）を猶予する期間をいいます。据置期間中は無利子です。
- ※2 貸付利子は資金種類や連帯保証人の有無によって異なります。なお、いずれの資金についても最終償還期限を過ぎても償還（返済）が終わらない場合には貸付利子とは別に延滞利子が年5%かかります。（連絡無く償還が滞った場合、分割償還の承認を取消し、一括で償還を求める場合があります。）
- ※3 災害援護費は住宅に損害があった場合、住宅改修費との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最高400万円まで貸し付けることができます。
- ※4 技能習得費は原則として技能習得期間3年以内の範囲内で貸し付けることができますが、6か月を超える場合にはその習得期間について法令に定めがある場合に限りです。
- ※5 教育支援資金の償還（返済）期間は原則10年以内です。ただし、やむを得ない事情（特に大学生で他の奨学金も利用するため償還（返済）月額が多くなる等）があると認められる場合は20年以内とすることができます。10年を超える償還（返済）期間を希望する場合にはその事情を申込書に明記してください。

貸付対象			貸付条件				
低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額		据置期間※1	償還(返済)期間	貸付利率※2
○	△	×	単身赴任 月150,000円 2人以上世帯 月200,000円 貸付期間3ヶ月以内 ※一定の条件を満たす場合は延長可能(最大12ヶ月以内) ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること		貸付後 3か月以内	10年以内	連帯保証人あり ⇒無利子 なし ⇒年1.5%
			400,000円 ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること				
			600,000円 ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること				
○	○	○	500,000円		貸付後 6か月以内	3年以内	連帯保証人あり ⇒無利子 なし ⇒年1.5%
×	○	○	1,700,000円			8年以内	
×	○	×	2,500,000円			7年以内	
○	○	○	2,500,000円				
○	△	○	1年以内：1,700,000円 1年6か月以内：2,300,000円		最終貸付日から6か月以内	5年以内	連帯保証人あり ⇒無利子 なし ⇒年1.5%
○	○	○			貸付後 6か月以内	7年以内	
○	△	△	1,500,000円※3			20年以内	
○	○	○	4,600,000円				
○	○	×	6か月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年程度 5,800,000円※4		卒業後 6か月以内	8年以内	連帯保証人あり ⇒無利子 なし ⇒年1.5%
○	○	×	500,000円		貸付後 6か月以内	3年以内	
○	○	○	5,136,000円			10年以内	
○	○	○	500,000円			3年以内	
○	○	○	100,000円 ※生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること		貸付後 2か月以内	12か月以内	無利子
○	×	×	高校：月 35,000円 高専：月 60,000円 短大：月 60,000円 大学：月 65,000円		卒業後 6か月以内	原則 10年以内 (最長20年以内) ※5	無利子
○	×	×	500,000円				
×	×	○	月 300,000円		契約終了後 3か月以内	一括	年3%または長期 プライムレートの 低い利率
×	×	○	生活保護生活扶助費の 1.5倍				

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

5. 借受人、連帯借受人、連帯保証人について

□ 借受人（借入申込者）について

65歳未満の方とし、原則として世帯主（生計中心者）が借受人となります。ただし、福祉資金技能習得費及び教育支援資金は実際に技能を習得する又は就学する本人を借受人とします。（借受人が未成年者の場合は親権者の同意が必要です。）

なお、当該世帯が高齢者のみで構成されている場合には65歳以上であっても借受人になることを認めています。償還（返済）を考慮して連帯借受人もしくは連帯保証人を設定していただきます。

貸付後の償還（返済）開始時から完了予定時まで償還（返済）能力を有しているあるいは有する見込みがあることが必要です。

□ 連帯借受人について…

福祉資金技能習得費及び教育支援資金は技能を習得する又は就学する本人が借受人になる他、当該世帯主（生計中心者）が連帯借受人に加わる必要があります。

また、他の資金においても借受人の償還（返済）能力が低いと見込まれる場合（収入が少ない、負債が多い、高齢の場合など）には連帯借受人が必要となります。

連帯借受人とは、借受人と連携して債務を負担する「連帯債務者」のことです。償還（返済）義務は借受人と同等です。借受人と連帯借受人が2人共同で資金を借り入れるイメージです。償還（返済）能力を有していることが必要です。

□ 連帯保証人について…

連帯保証人が原則として1人必要です。連帯保証人は、県内に居住する65歳未満の方とし、償還（返済）完了時点まで償還能力を有している必要があります。県内居住者が設定できない場合には県外の方も認める場合もあります。ただし、借受人もしくは連帯借受人に償還（返済）能力がある場合は、連帯保証人を立てられない場合でも申請することができます。この場合は、貸付利率が年1.5%かかります。連帯保証人を立てられる場合は無利子です。

【福祉資金（技能習得費）・教育支援資金の場合】

連帯借受人を設定すれば連帯保証人は不要としています。ただし、連帯借受人の償還（返済）能力が低いと見込まれる場合には連帯保証人が必要となります。

連帯保証人とは、借受人・連帯借受人からの償還（返済）が滞った際に、借受人・連帯借受人の資産や償還（返済）の有無に関わらず債権者からの請求に応じて償還（返済）しなければならない法的義務を負います。「保証人」とは異なり催告及び検索の抗弁権がありません。

6. 償還（返済）の条件は？

- 据置期間と償還（返済）期限があります。
- 償還（返済）方法は、最終貸付の日から据置期間を置いて、口座振替による毎月返済です。一括返済の場合もあります。なお、資金種類や償還期間により、ゆうちょ銀行の振込票による振込をお願いする場合があります。
- 償還（返済）期限を過ぎると、延滞利子（5.0%）が発生します。

償還（返済）条件

資金種類		措置期間	償還（返済）期限	延滞利子
総合支援資金	生活支援費	最終貸付日から 6月以内	措置期間経過後 10年以内	償還（返済） 期限経過後、 延滞元金につき 年10.75%
	住宅入居費			
	一時生活再建費			
福祉資金	福祉費	最終貸付日から 6月以内	3年～20年以内 (資金目的別に設定)	
	緊急小口資金	貸付日から 2月以内	措置期間経過後 12月以内	
教育支援資金	教育支援費	卒業後 6月以内	措置期間経過後 10年以内(最長20年)	
	就学支援費			
不動産担保型 生活資金	不動産担保型生活資金	契約終了後 3月以内	措置期間経過後 までに一括償還	
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金			

7. どんな手続きが必要なの？

- 手続きや必要書類等は、資金種類や世帯の状況により異なります。
- 他制度の利用状況により、添付書類が省略できる場合があります。
- 以下は、基本的な手続きの流れの説明です。
- 住居確保給付金や生活保護の申請をしている場合は、福祉事務所等と一緒に支援します。
- 手続きや必要な書類の詳細は、相談窓口で確認してください。

①相談	○居住地担当の民生委員または、お住まいの市町の社会福祉協議会へ相談してください。
②申請書類の準備	○借入申込書に記入し、必要な書類を整えてください。 ○必要書類は、申請内容により異なります。また、記載内容の確認のため、追加資料の提出をお願いすることがあります。
③申し込み	○借入申込書・必要書類をお住まいの市町の社会福祉協議会に提出してください。
④審査	○貸付の審査は県社会福祉協議会で行います。 ○審査の結果により、貸付が出来ない場合もあります。
⑤貸付決定	○貸付けが決定すれば、「貸付決定通知書」と「借用書」を、市町の社会福祉協議会を通じて、借入申込者あて送付します。
⑥借用書作成・提出	○貸付けが決定された場合、借用書に、借受人等の自筆署名、押印をして、提出してください。 ○借用書は、資金の種類により、申込時に提出する場合があります。
⑦資金交付	○資金は、指定の銀行口座（借受人又は連帯借受人名義）に振込みます。
⑧償還（返済）開始	○最終貸付日から据置期間経過後に、償還（返済）が開始されます。 ○償還（返済）方法は、口座振替又は振込みです。 ○最終償還（返済）期限までに償還が完了しなかった場合、延滞利子が付加されます。期限に遅れないように返済してください。
⑨償還（返済）完了	○貸付金の償還を完了したときは、完了通知書とともに借用書をお返します。

※③申し込み⑦資金交付までの期間の目安

- 総合支援資金（住宅入居費）、緊急小口資金……5～10日間程度
- 上記他……～1ヶ月程度

8. どこに相談すればいいの？

- お住まいの市町の社会福祉協議会が、地区の民生委員にご相談ください。
 - 貸付けには様々な条件があります。生活福祉資金をお貸しできない場合でも、他に利用できる制度があるかご相談に応じます。
- ⇒社会福祉協議会の住所、電話番号は14ページの相談窓口一覧をご覧ください。

9. 留意事項

- ①民生委員の関わり
 - お住まいの地区の民生委員と面接をして、世帯の状況を確認後、貸付に関する意見書を提出してもらう場合があります。
 - 民生委員はあなたの世帯の「良き理解者」となり、より良い生活を応援します。
- ②この資金の利用に際して得た個人情報の取扱い
 - 「静岡県社会福祉協議会個人情報の保護に関する規程」に基づき適切に取扱います。
 - 借入に関する個人情報は、貸付に必要な範囲で第三者に提供する場合があります。
 - また、貸付に必要な範囲で自治体等から個人情報の提供を受ける場合があります。
- ③貸付金の返還
 - 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の用途をみだりに変更した場合は、資金の全額又は一部を即時に返還していただきます。
- ④貸付時には、本資金に係る遵守事項を確認させていただきます。現状（住所や世帯状況等）に変化があった場合には速やかに届出なければなりません。

(2) 臨時特例つなぎ資金について

●臨時特例つなぎ資金とは？

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない方に、申請している当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費をお貸しする制度です。
生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく支援を受けることが必要です。

●どんな費用が借りられるの？

公的給付制度又は公的貸付制度の給付等が開始するまでの当面の生活費です。
※公的給付制度・・・失業等給付、生活保護、住居確保給付金 など
※公的貸付制度・・・生活福祉資金(総合支援資金) など

●誰が借りられるの？

住居のない離職者であって、次のいずれの条件にも該当する方です。

- ①離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている方であり、かつ申請している給付等の開始までの生活が困窮していること
- ②借入申込者名義の金融機関の口座を有していること

●いくら借りられるの？

10万円以内です。

●連帯保証人について？

連帯保証人は不要です。

●利息について？

無利子です。

●償還（返済）の条件は？

- 申請していた公的給付又は公的貸付が決定し、当該給付金又は貸付金の交付を受けたときから1か月以内に、全額を一括して償還（返済）していただきます。
 - 申請していた公的給付又は公的貸付が不承認となった場合でも、不承認されたときから1月以内に、全額を一括して償還（返済）していただきます。
- ※分割(月賦)による償還（返済）ができる場合があります。

●どんな手続きがあるの？

- 他の公的給付制度又は公的貸付制度の申請の状況等を確認する必要があります。
- 貸付けの申し込みは、市町の社会福祉協議会で受け付けます。

●どこに相談すればいいの？

- 住居を定める予定の市町の社会福祉協議会へご相談ください。
- 貸付けには様々な条件があります。臨時特例つなぎ資金をお貸しできない場合でも、他に利用できる制度があるかご相談に応じます。

⇒社会福祉協議会の住所、電話番号は14ページの相談窓口一覧をご覧ください。

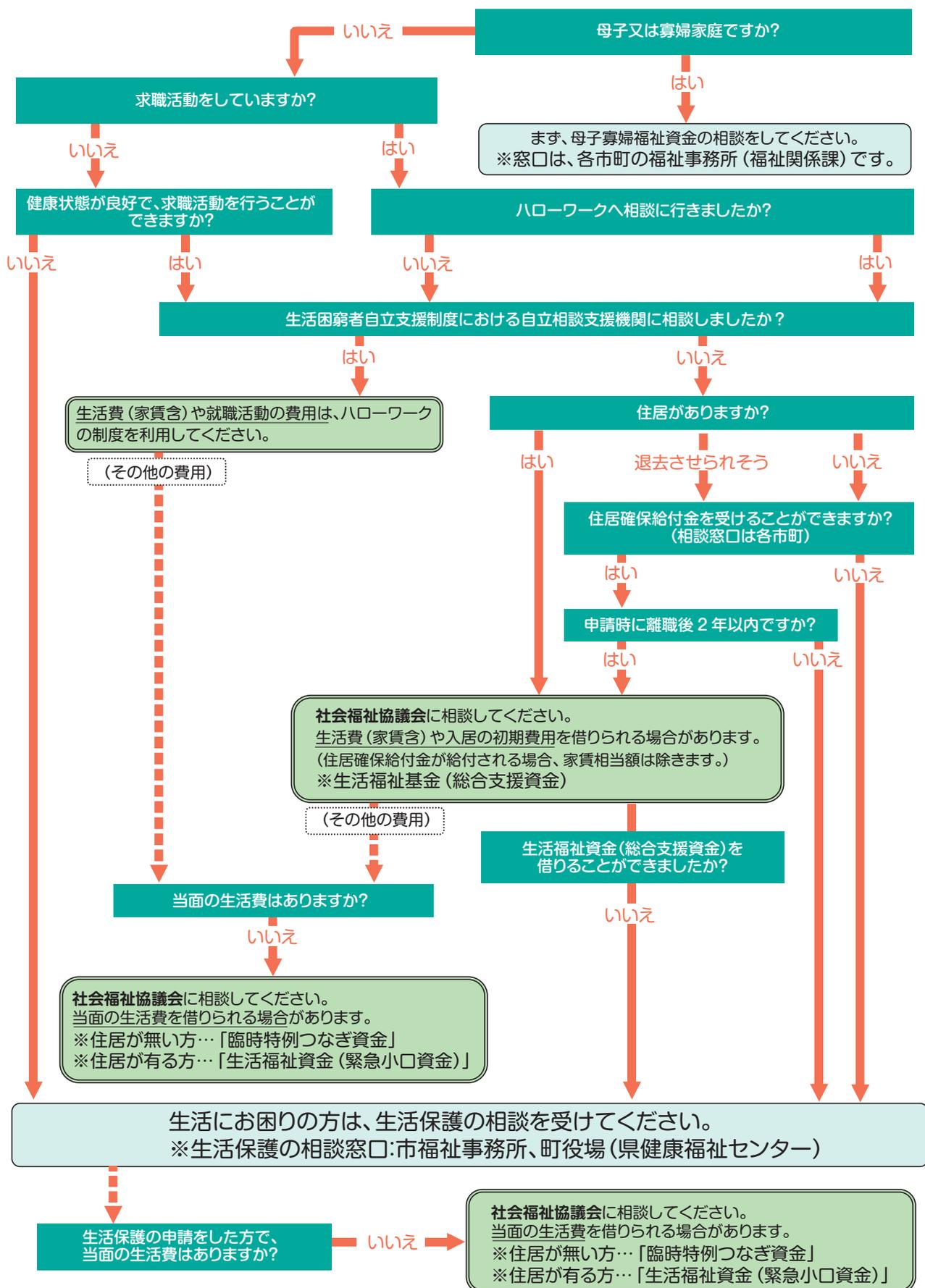
(3) 職業訓練受講給付金(ハローワーク)、住居確保給付金(福祉事務所)と生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金との比較について

各制度の要件等

	職業訓練受講給付金	住居確保給付金	生活福祉資金		臨時特例つなぎ資金	
			総合支援資金	緊急小口資金		
実施主体	ハローワーク	福祉事務所	県社会福祉協議会			
相談窓口	ハローワーク	市は福祉事務所 町は役場福祉担当課	市町社会福祉協議会			
決定機関	訓練実施機関 ハローワーク	市は福祉事務所 町は県健康福祉センター	県社会福祉協議会			
貸付/給付	給付+貸付	給付	貸付	貸付	貸付	
貸付/給付期間	最長1年	最長9か月	最長1年	1回	1回	
貸付・給付の要件(全ての要件を満たすこと)	離職の状況	雇用保険を受給できない求職者	申請時に離職後2年以内	離職(失業)で、日常生活全般に困難を抱えていること	——	離職者
	生計維持、生活の状況	離職前に、主として世帯の生計を維持していたこと	離職前に、主として世帯の生計を維持していたこと	収入の減少や失業等により生活に困窮していること	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、当該給付等開始までの生活に困窮していること
	求職活動	就労意欲と能力があり、求職申し込みをしていること	就労能力、常用就職の意欲があり、職安に求職申し込みを行うこと	貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること		——
	住居の状況	住居があること	喪失している又は喪失するおそれがあること	住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実なこと	住居があること	住居がないこと
	収入	世帯全体の収入が月25万円以下	単身:月8.4万円+家賃額+未定 2人:月17.2万円以下 3人以上:月17.2万円+家賃額+未定	市町民税 非課税世帯程度	市町民税 非課税世帯程度	——
	預貯金	世帯全体の金融資産が月300万円以下	単身:50万円以下 複数:100万円以下	——	——	——
	他他施策優先	——	国や自治体等の類似の貸付や給付を受けていないこと	他の公的給付又は公的貸付けを受けることができないこと	他の公的給付又は公的貸付けを受けることができないこと	——
	その他	全ての訓練実施日に出席する	——	貸付けにより自立した生活が見込まれ、償還を見込めること		借入申込者名義の金融機関の口座を有していること
貸付・給付金額	生活費	月10万円(上限)	——	——	——	
	就職活動費		——	——	——	
	家賃	——	・単身:37,000円以内 ・複数:48,000円以内 (上限が市町によって異なる)	単身:月15万円以内 複数:月20万円以内	——	——
	敷金・礼金等	——	——	40万円以内	——	——
	転居費・家具什器費等	——	——	60万円以内	——	——
	その他	——	——	——	10万円以内	10万円以内
連帯保証人	——	——	原則1名必要 いない場合も貸付可	不要	不要	
貸付利率	——	——	連帯保証人有…無利子 連帯保証人無…1.5%	無利子	無利子	
備考	生活費が不足する場合は、労働金庫融資制度の利用が可	家賃は家主等に代理納付	敷金・礼金等の入居初期費用は家主等に代理納付	——	——	
生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることが貸付の条件						

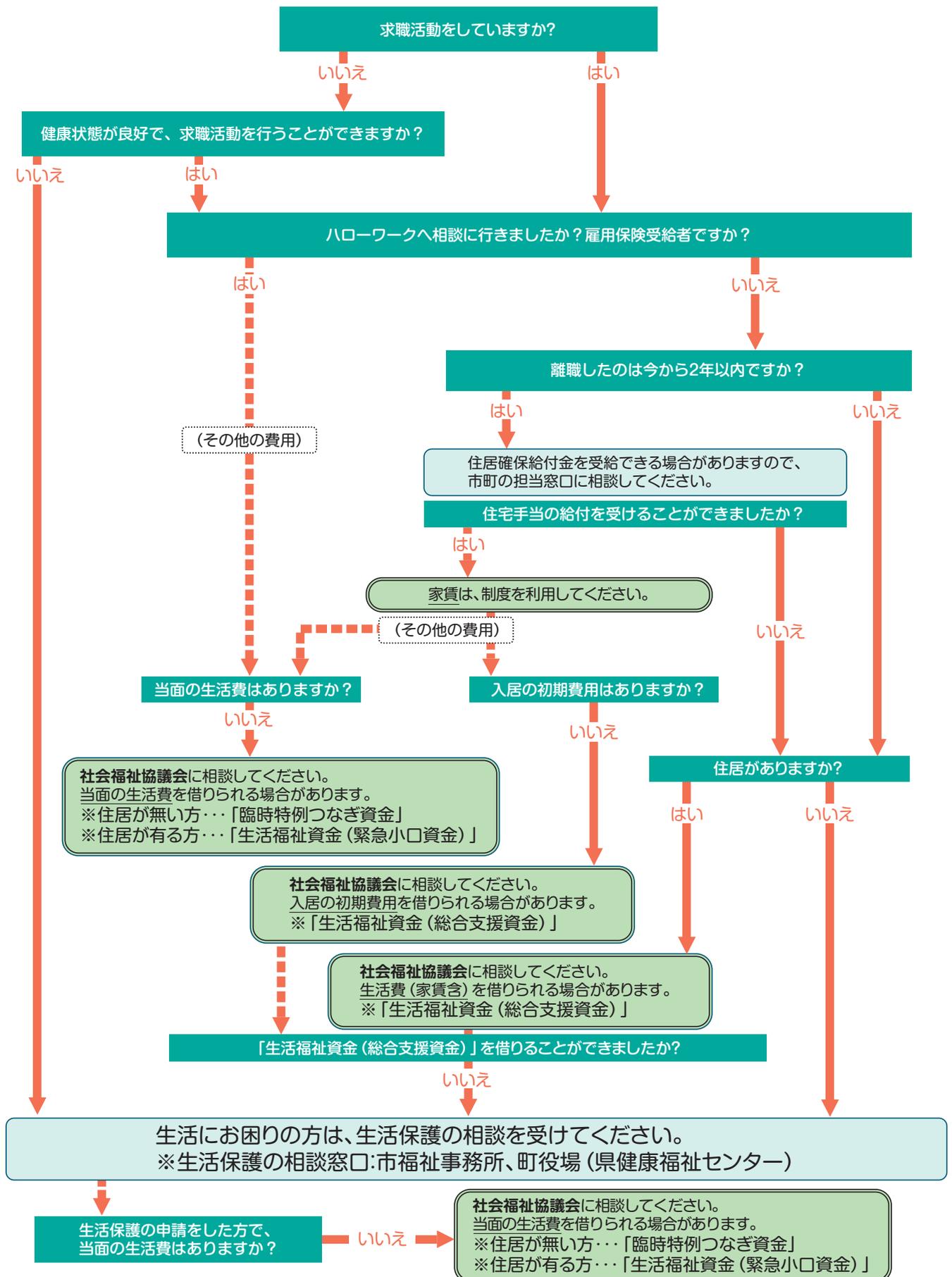
※単身:単身世帯、複数:複数世帯

「仕事がなくて生活費がない。」どうすればいいの？



利用には一定の要件があります。詳しくは各窓口へ相談してください。

「住居がない」「住居を退去させられそう」どうすればいいの？



どの制度も、利用には一定の要件があります。詳しくは各窓口へ相談してください。

(4) 福祉事務所・町福祉課 (相談窓口一覧)

市 町 名		住所・電話番号		
下田市		下田市東本郷1-5-18	0558-22-2216	
伊豆市		伊豆市小立野38-2	0558-72-9862	
伊豆の国市		伊豆の国市田京299-6	0558-76-8006	
伊東市		伊東市大原2-1-1	0557-32-1531	
熱海市		熱海市中央町1-1	0557-86-6346	
三島市		三島市北田町4-47	055-983-2610	
沼津市		沼津市御幸町16-1	055-934-4824	
御殿場市		御殿場市萩原483	0550-82-4136	
裾野市		裾野市佐野1059	055-995-1819	
富士宮市		富士宮市弓沢町150	0544-22-1457	
富士市		富士市永田町1-100	0545-55-2757	
静岡市	葵区	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1080	
	駿河区	静岡市駿河区南八幡町10-40	054-287-8656	
	清水区	静岡市清水区旭町6-8	054-354-2205	
焼津市		焼津市栄町5-1-1	054-626-1127	
藤枝市		藤枝市岡上山1-11-1	054-643-3148	
島田市		島田市中央町1-1	0547-36-7158	
牧之原市		牧之原市静波991-1	0548-24-0025	
御前崎市		御前崎市池新田5585	0537-85-1120	
菊川市		菊川市半済1865	0537-37-1111	
掛川市		掛川市長谷701-1	0537-85-1120	
袋井市		袋井市新屋1-1-1	0538-44-3119	
磐田市		磐田市国府台57-7	0538-37-4814	
浜松市	中区	浜松市中区元城町103-2	053-457-2051	
	南区	浜松市南区江之島町600-1	053-425-1460	
	東区	浜松市東区流通元町20-3	053-424-0173	
	西区	浜松市西区雄踏町1-31-1	053-597-1118	
	北区	浜松市北区細江町気賀305	053-523-3111	
	浜北区	浜松市浜北区西美園6	053-585-1121	
	天竜区	浜松市天竜区二俣町二俣481	053-922-0023	
湖西市		湖西市古見1044	053-576-4532	
賀茂健康福祉センター管内	東伊豆町	住民福祉課	賀茂郡東伊豆町稲取3354	0557-95-6204
	河津町	保健福祉課	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1937
	南伊豆町	健康福祉課	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6233
	松崎町	健康福祉課	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-42-3966
	西伊豆町	環境福祉課	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	0558-52-1961
県賀茂健康福祉センター		福祉課	下田市中531-1	0558-24-2055
東部健康福祉センター管内	函南町	福祉課	田方郡函南町平井717-13	055-979-8127
	清水町	福祉課	駿東郡清水町堂庭210-1	055-981-8214
	長泉町	福祉保険課	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5512
	小山町	住民福祉課	駿東郡小山町藤曲57-2	0550-76-6661
	県東部健康福祉センター	福祉課	沼津市高島本町1-3	055-920-2079
中部健康福祉センター管内	吉田町	社会福祉課	榛原郡吉田町住吉87	0548-33-2104
	川根本町	健康福祉課	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2224
	森町	保健福祉課	周智郡森町森50-1	0538-85-1800
	県中部健康福祉センター	地域福祉課	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9274
県		地域福祉課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3501 (生活保護班) 054-221-2052 (地域福祉班)

(5) ハローワーク (相談窓口一覧)

市 町 名		住所・電話番号		
下田市	下田	下田市4-5-26	0558-22-0288	
沼津市	沼津	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	055-931-0145	
裾野市				
御殿場市	御殿場	御殿場市電字水道1111	0550-82-0540	
三島市	三島	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階	055-980-1300	
伊豆の国市				
伊豆市				
熱海市	伊東	伊東市大原1-5-15	0557-37-2605	
伊東市				
富士宮市	富士宮	富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128	
富士市	富士	富士市南町1-4	0545-51-2151	
静岡市	葵区	静岡	静岡市葵区追手町5-4 (ハローワークプラザ静岡)	054-250-8609
	駿河区		静岡市駿河区西島235-1 (ハローワーク静岡)	054-238-8609
	清水区	清水	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	054-351-8609
焼津市	焼津	焼津市駅北1-6-22	054-628-5155	
藤枝市				
島田市	島田	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609	
牧之原市	榛原	牧之原市細江4138-1	0548-22-0148	
御前崎市	掛川	掛川市金城71	0537-22-4185	
掛川市				
菊川市				
磐田市	磐田	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階 (ハローワーク磐田)	0538-32-6181	
袋井市		磐田市中泉1-6-16 天平まち2階 (ハローワーク磐田駅前庁舎)	0538-21-3662	
湖西市	浜松	浜松市中区浅田町50-2 (ハローワーク浜松) 浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー7階	053-541-8609 053-457-5160	
浜松市				中区
				南区
				東区
西区		細江	浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165
北区				
天竜区				
浜北区	浜北	浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233	
箕茂健康福祉センター管内	東伊豆町	下田	下田市4-5-26	0558-22-0288
	河津町			
	南伊豆町			
	松崎町			
	西伊豆町			
東部健康福祉センター管内	函南町	三島	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階	055-980-1300
	清水町	沼津	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	055-931-0145
	長泉町	御殿場	御殿場市電字水道1111	0550-82-0540
	小山町	島田	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609
中部健康福祉センター管内	吉田町	磐田	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	0538-32-6181
	川根本町			
森町				
県	静岡労働局	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9960	

(6) 社会福祉協議会 (相談窓口一覧)

市 町 名		住所・電話番号	
下田市		下田市4丁目1-1 下田市総合福祉会館内	0558-22-3294
沼津市		沼津市日の出町1-15 めまづ健康福祉プラザ(サンウェルぬまづ)内	055-922-1500
裾野市		裾野市石脇524番地の1 裾野市福祉保健会館内	055-992-5750
御殿場市		御殿場市萩原988-1 御殿場市民交流センターふじざくら	0550-70-6801
三島市		三島市南本町20-30 三島市社会福祉会館内	055-972-3221
伊豆の国市		伊豆の国市四日町302-1 葦山福祉・保健センター内	055-949-5818
伊豆市		伊豆市八幡33-1 中伊豆保健福祉センターふれあいプラザ内	0558-83-3013
熱海市		熱海市中央町1-26 総合福祉センター内 4階	0557-86-6339
伊東市		伊東市桜木町2-2-3 健康福祉センター内	0557-36-5512
富士宮市		富士宮市宮原7番地の1 富士宮市総合福祉会館内	0544-22-0094
富士市		富士市本市場432-1 フィランセ東館 1階	0545-64-6600
静岡市	葵区	静岡市葵区城東町24-1 地域福祉交流プラザ内	054-249-3183
	駿河区	静岡市駿河区南八幡町25-21 南部生涯学習センター敷地内	054-280-6150
	清水区	静岡市清水区宮代町1-1 清水社会福祉会館内	054-371-0292
	本所	静岡市葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター内	054-254-5213
焼津市		焼津市大覚寺3-2-2 焼津市総合福祉会館内	054-621-2941
藤枝市		藤枝市岡部町内谷1400番地の1 藤枝市福祉センターきすみれ内	054-667-2940
島田市		島田市大津通2-1	0547-35-6244
牧之原市		牧之原市須々木140 牧之原市相良総合センター「い〜ら」内	0548-52-3500
掛川市		掛川市掛川910-1 掛川市総合福祉センター 2階	0537-22-1294
御前崎市		御前崎市白羽5402-10 御前崎ふれあい福祉センター「なごみ」内	0548-63-5294
菊川市		菊川市半済1865 菊川市総合保健福祉センター内	0537-35-3724
磐田市		磐田市国府台57-7 iプラザ(磐田市総合健康福祉会館) 1階	0538-37-4824
袋井市		袋井市新屋久能2515-1 総合健康センター内	0538-42-7914
湖西市		湖西市古見1044 健康福祉センター内	053-575-0294
浜松市	中区	浜松市中区成子町140-8	053-453-0586
	南区		
	東区	浜松市東区流通元町20-3 東区役所内	053-422-3737
	西区	浜松市西区舞阪町舞阪2701-9 舞阪協働センター内	053-596-1730
	北区	浜松市北区細江町気賀4581 細江介護予防センター内	053-527-2941
	浜北区	浜松市浜北区小林1272-1 浜北高齢者ふれあい福祉センター内	053-586-4499
	天竜区	浜松市天竜区二俣町二俣530-18 保健福祉センター内	053-926-0322
	本所	浜松市中区成子町140-8 福祉交流センター内	053-453-0580
賀茂健康福祉センター管内	東伊豆町	賀茂郡東伊豆町白田306番地 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
	河津町	賀茂郡河津町田中212-2 保健福祉センター内	0558-34-1286
	南伊豆町	賀茂郡南伊豆町加納590-1 南伊豆町武道館内	0558-62-3156
	松崎町	賀茂郡松崎町宮内272-2 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2719
	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町宇久須258-4 西伊豆町賀茂健康センター1階	0558-55-1313
東郡健康福祉センター管内	函南町	田方郡函南町平井717-28 函南町保健福祉センター内	055-978-9288
	清水町	駿東郡清水町堂庭221-1 清水町福祉センター内	055-981-1665
	長泉町	駿東郡長泉町下土狩967-2 長泉町福祉会館内	055-988-3920
	小山町	駿東郡小山町小山75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
中部健康福祉センター管内	吉田町	榛原郡吉田町片岡795-1 吉田町健康福祉センター内	0548-34-1800
	川根本町	榛原郡川根本町上岸90番地 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
	森町	周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター内	0538-85-5769



社会福祉
法人

静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70
電話 054-254-5244 (平日 8:30~17:15)